

評価項目及び評価基準

別表 1

工事名	田川警察署舎新築機械設備工事		
分類	評価項目	評価基準	加算点
技術提案 【注1】 10点	目的物の性能・機能に関する事項 (課題)『施工時の品質を確保するための現場品質管理体制について』 (5.0点)	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容について評価する	-~5.0
	目的物の性能・機能に関する事項 (課題)『設備の長寿命化、維持管理・保守性に配慮した施工について』 (5.0点)	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容について評価する	-~5.0
企業の技術力 5.0点	工事成績平均点【注2】 ※特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員のみ評価 (1.8点)	86点以上	1.8
		83点以上86点未満	1.4
施工実績【注3】 (1.6点)	5,700m ³ 以上の実績が2件以上あり、かつ、当該建物と同構造(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造)の建物が含まれる 5,700m ³ 以上の実績が2件以上ある 3,900m ³ 以上の実績が2件以上ある 上記以外	0.9	1.6
		65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する 65点未満(市町村等発注工事の実績なし)	0.5
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況【注4】 (0.6点)	①と②の認証の両方を取得済み ①又は②の認証を取得済み 上記以外	0.6	0.6
		①又は②の認証を取得済み 上記以外	0.3
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 (1.0点)	田川市(代表構成員については福岡県内)に主たる営業所がある 田川県土整備事務所管内に主たる営業所がある※代表構成員以外 上記以外	1.0	0.5
		上記以外	0.5
配置予定技術者の技術力 5.0点	工事成績【注5】 ※特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員のみ評価 (1.8点)	86点以上 83点以上86点未満 80点以上83点未満 65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する 65点未満(市町村等発注工事の実績なし)	1.8 1.4 0.9 0.5
		5,700m ³ 以上、かつ、当該建物と同構造(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造)の建物の実績がある 5,700m ³ 以上の実績がある 2,800m ³ 以上の実績がある 上記以外	1.6 1.1 0.5
施工実績【注3】【注6】 (1.6点)	資格の保有期間 1級国家資格等【注7】の保有期間 (0.8点)	10年以上 3年以上10年未満 3年未満	0.8 0.4
		6年以上 3年以上6年未満 3年未満	0.8 0.4
経験年数【注8】 (0.8点)		10年以上 3年以上10年未満 3年未満	0.8 0.4
		6年以上 3年以上6年未満 3年未満	0.8 0.4
加算点合計		20点	
施工体制の評価 1.1点	施工体制評価点【注9】 (1.1点)	低入札価格調査基準比較価格以上で応札 低入札価格調査基準比較価格未満で応札	1.1 -
合 計		21.1点	

【特定建設工事共同企業体(JV)の加算点について】

JVの加算点は、各構成員の加算点に出資割合を乗じて得た数値の合計(小数点以下第2位を四捨五入)とする。

(例)3社JVで出資割合がA社50%、B社30%、C社20%の場合

$$\text{JVの加算点} = (\text{A社の加算点} \times 50\%) + (\text{B社の加算点} \times 30\%) + (\text{C社の加算点} \times 20\%)$$

【注1】有効な提案の数により評価する。評価は、1提案当たりの配点を固定し、点数を与える(絶対評価方式)。

特定建設工事共同企業体の技術提案については、各構成員が協議の上作成したものを1部提出すること。

【注2】平成22年度から令和6年度に竣工した福岡県が発注した管工事の工事成績評定点(共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均点(加重平均)とする。ただし、前記において対象工事がない場合は、平成21年度から令和5年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した暖冷房衛生設備工事の工事成績評定点の加重平均とする。いずれも該当なき場合は、平成22年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3,000万円以上の管工事の実績で申請されたものを評価する。(市町村等発注工事とは、県内市町村、(公財)福岡市施設整備公社又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。)

【注3】平成22年度以降に元請(共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。)として竣工した、建築物の新築、増築若しくは改築に係る管工事の実績とする(ただし、「配置予定技術者の技術力」においては、現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む。以下同じ。)、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。)。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

【注4】評価の対象は、認証登録範囲に当該工種の施工に関する事項が含まれているものとする。

【注5】平成22年度以降に竣工した福岡県が発注した管工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した暖冷房衛生設備工事の工事成績の中で申請されたものとする。該当なき場合は、平成22年度以降に竣工した市町村等発注工事で、3,000万円以上の管工事の実績で申請されたものを評価する。なお、いずれの場合も、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は主任(監理)技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ、1ランク下位の評価とする。

【注6】現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

【注7】1級国家資格等とは、1級管工事施工管理技士又は技術士(技術部門を機械部門(選択科目を「熱・動力エネルギー機器」、「流体機器」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門、又は総合技術監理部門(選択科目を「機械-熱・動力エネルギー機器」、「機械-流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものに限る。)とするもの。)とする。

【注8】平成22年度以降竣工の管工事に従事した通算年数(従事した日数の合計を365で除したもの)とする。ただし、元請、下請を問わず、請負金額が3,000万円以上とし、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

【注9】入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。